令和８年（フ）第３４８号
静岡県沼津市若葉町13番24号　エンゼルハイム沢田305
債務者　羽原美代子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
香川県高松市桜町１丁目12番22―304号　桜町ハイツ
債務者　菅野　久雄
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４５号
香川県木田郡三木町大字氷上2004番地３
債務者　平井　一端
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５４号
香川県木田郡三木町大字池戸1469番地
債務者　伊藤　里奈
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５０号
福岡県久留米市梅満町1611番地１　コーポサカイ２　102号
債務者　西木　久道
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５９号
福岡県久留米市小森野２丁目１番６―401号
債務者　ＢＯＩＮ　ＬＡＢＯ　博多こと　松田紀文
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６２号
福岡県久留米市日吉町18番地４　ブリックハウス２　305号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町尾仲１丁目１番32―201号　ＭＩビル
債務者　芝　　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６４号
福岡県久留米市西町551番地16　スペースフォー101号
債務者　鹿野　未恵
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６５号
福岡県久留米市通外町11番地16　ライオンズマンション久留米駅東901号、前住所福岡県久留米市上津町2192番地641
債務者　宮崎断熱こと　宮崎　優也
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４５号
長崎県長崎市愛宕１丁目１番14号　小坂アパート１号、旧住所長崎県長崎市矢の平１丁目９―19
債務者　中川　京子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４６号
長崎県長崎市愛宕１丁目１番14号　小坂アパート１号、旧住所長崎県長崎市矢の平１丁目９―19
債務者　中川　英寿
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿屋市川西町3636番地34　Ｋ・ＨＯＭＥ　Ｄ棟、前住所鹿児島県鹿屋市白崎町18番24号　Ｂ・Ｋｔｅｒｒａｃｅ105号
債務者　畑中　光太郎
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志三丁目27番10―607号　第二東町団地、前住所鹿児島県志布志市有明町野井倉1339番地
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第９１８号
宮城県名取市小山２丁目４番17―１号　ガーデンヒルズＡ棟101号
債務者　山口　博之
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５８号
仙台市若林区六郷14番６号　六郷市営住宅２棟205
債務者　伊藤　謙一
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９６７号
仙台市太白区中田５丁目５番１号　医療法人吉田報恩会春日療養園、住民票上の住所仙台市太白区山田本町８番18号　ケアージュシニア山田本町
債務者　黒澤　民男
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係